日本エイズ学会 認定医・指導医制度 規則

平成24年11月5日制定

■ 第1章 総 則

第1条

日本エイズ学会(以下,本学会という)は、HIV 感染症に対する適切な医療を推進するため、また、HIV 感染症の知識と抗 HIV 薬の適正使用を習得し、かつ臨床上の経験に優れ、それを実践し、指導と教育を行える優秀な医師を養成することにより、HIV 感染症診療の質の向上を図り、加えて医療資源の有効利用につとめ、人類の健康と福祉に医療を通じて貢献することを目的として本学会認定医・指導医制度を設ける。

第2条

前条の目的を達成するために、本学会は学会認定医(以下、認定医)および学会認定指導医(以下、指導医)を認定する。

第3条

本制度の運営のため日本エイズ学会認定制度審議会(以下、審議会)を設ける。

第4条

審議会の委員長は、理事あるいは評議員の中から理事会の議を経て理事長が選任する。委員は委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が選任する。

■ 第2章 審議会

第5条

審議会は第 1 条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、認定医および指導 医の認定業務などを行う(細則 1 参照)。

■ 第3章 認定医・指導医の認定

第6条

審議会は認定医・指導医資格取得を申請した会員につき、学会の定める要件(細則3参照) を満たした者について、認定医・指導医の申請書類の審査を行い、審議会で審査のうえ、 資格を認定し、認定証を交付する。認定を希望する者は次の各項に定める書類を学会事務 局に申請期限までに提出する。

指導医として認定された者は、自動的に認定医から指導医に切り替わるものとする。

第7条 認定医・指導医の応募資格

次の条件を全て満たす場合、応募できるものとする。

(1)認定医

- ①本学会の会員であること。
- ②医師歴が3年以上の医師で、HIV 感染症診療について研鑽を積もうとする者。
- ③本学会学術集会および本学会が指定した教育研修プログラムへの参加、研究発表等により、所定点数 50 点を取得した者(細則 3 参照)。教育研修プログラム参加等による点数の計上は申請時までの 5 年以内のものに限る。
- ※認定医における「教育研修プログラム」とは、本学会主催年次学術集会および年次学術集会における指定セミナーを含む点数取得可能なプログラムを指す(細則 3-1. 認定医-(1)、(2))。

また、認定医における「学会が指定した研修会」とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター(以下、ACC)、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で学会が指定したものを指す(細則 3-1. 認定医-(2))

(2) 指導医

- ①認定医歴5年以上であること
- ②HIV 感染症 10 症例以上を診療し、所属施設長が承認した者本学会が指定した研修会への参加者は、研修会での経験症例も算定できる(細則 3 参照)。
- ③HIV 感染症に関連した、次のいずれかの臨床的発表を行った者
- ・「日本エイズ学会学会誌」に論文(原著・総説・症例報告等)の筆頭著者あるいは 日本エイズ学会学術集会・総会の筆頭演者
- ・本学会が認定した学術誌の筆頭著者あるいは学術集会の筆頭演者
- ・その他、本学会が認めた発表(細則3参照)。
- ④本学会学術集会および本学会が指定した教育研修プログラム等の参加により、所定 点数70点を取得した者(細則3参照)。教育研修プログラム参加等による点数の計 上は申請時までの5年以内のものに限る。
- ※指導医における「教育研修プログラム」とは、本学会主催年次学術集会および年次学術集会における指定セミナーを含む点数取得可能な全てのプログラムを指す(細則 3-2. 指導医-(1)、(2))。

また、学会指導医における「学会指定の研修会」とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター(以下、ACC)、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で学会が指定したものを指す(細則 3-2. 指導医-(2))

第8条 認定申請の要領

認定を希望する者は、次の各項に定める書類を学会事務局に提出する。

- (1) 認定医
- ①学会認定医申請書(様式1)
- ②学会認定医申請点数取得報告書(様式2)
- ③学会認定医申請点数取得報告書の添付書類(細則5参照)
- ④学会認定医申請時のチェックリスト
- ⑤医師免許証のコピー
- ⑥申請料受領証のコピー
- (2) 指導医
- ①学会指導医申請書(様式1)
- ②学会指導医申請点数取得報告書(様式2)
- ③学会指導医申請点数取得報告書の添付書類(細則5参照)
- ④学会指導医申請時のチェックリスト
- ⑤医師免許証のコピー
- ⑥申請料受領証のコピー
- ⑦HIV 感染症 10 症例以上を診療したことを証明する「診療実績証明書」(様式 3)
- ⑧HIV 感染症に関する論文または抄録(コピー可、氏名および掲載誌名記載)

第9条 認定申請の期限と審査

認定申請の期限は毎年9月末日(必着)とし、審議会は毎年1回、申請書類により審査を行い認定する。

第10条

本学会は認定された者に対し認定証を交付し、ホームページ等に名簿を掲載する。

第11条 認定期間

認定期間は 5 年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定医・指導医を呼称することはできない。

■第4章 認定医・指導医の資格の更新

第12条

審議会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、審議会の定める要件(細則 4 参照)を満たした者について、認定更新申請書類の審査を行い、資格を更新し、本学会は認定証を交付する。また、ホームページ等に更新者名簿を掲載する。更新を希望する者は次の各項に定める書類を学会事務局に申請期限までに提出する。なお、更新申請の期日は毎年 9 月末日(必着)とする。

- (1) 学会認定医資格更新申請書(様式4)
- (2) 学会認定医資格更新申請点数取得報告書(様式5)
- (3) 学会認定医資格更新申請点数取得報告書の添付書類(細則5参照)
- (4) 学会認定医資格更新申請時のチェックリスト
- (5) 更新料受領証のコピー

■5章 認定医・指導医の資格の喪失

第13条

次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して、資格を辞退したとき
- (2) 本学会会員の資格を喪失したとき
- (3) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (4) 所定の期限までに認定更新を申請しなかったとき
- (5) 認定医・指導医としてふさわしくない行為のあった者

■ 6 本制度の運営

第14条

この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に細則に定める。

■7 規則および細則の施行、改廃

第15条

この規則および細則の改廃は審議会の議を経て、本学会理事会で決定する。

第16条

この規則は平成24年11月5日から施行する。

附則1 経過措置

認定医については平成25年9月末日までの申請について経過措置を適用し、指導医については平成27年9月末日までの申請について経過措置を適用する。当該期間における資格認定要件は細則に定める。なお、指導医の申請は平成25年度から受け付ける。

また、平成 24 年度における認定申請期間は平成 24 年 11 月 5 日~12 月末日(必着)とする。

附則

1 この規則の改訂は平成27年3月25日より施行する。

日本エイズ学会 認定医・指導医制度 細則

平成24年11月5日 制定

■細則1 認定制度審議会の業務

認定制度審議会(以下、審議会)は、認定および更新のための審査以外に、学会認定医(以下、認定医)・学会認定指導医(以下、指導医)の教育に必要な年間教育研修プログラム計画の作成とそれに基づいたテキストの作製および改訂を行い、系統的な HIV 感染症に関する教育研修プログラムを開催する。審議会は年次学術集会のセミナー等の中から相応しい内容のものを教育研修プログラムに指定する事ができる。さらに審議会は指導医の認定あるいは更新に必要な年次学術集会等の臨床的発表や参加を指定する事ができる。

■細則2 申請料・認定料・更新料

申請者は申請料(10,000 円)、認定を受けた者は認定料(20,000 円)、更新申請者は更新料(10,000 円)を指定の銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを添付する。振込手数料は申請者負担とする。

■細則3 認定の要件

本学会が指定した教育研修プログラムへの参加等により、所定点数(学会認定医 50 点、学会認定指導医 70 点)を取得した者。

1.認定医

[点数取得の対象となる指定セミナー等の点数]

いずれも申請年度の9月末日から遡って5年以内が対象となる。

- (1) 本学会主催
 - ①年次学術集会への出席(必須):各15点
 - ②年次学術集会における教育研修プログラムの受講・講演(必須):各10点
 - ・同じ会期中に開催された教育プログラムは、2つ以上受講・講演しても10点とする
- (2) 本学会指定の研修会

本学会指定の研修会とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター (以下、ACC)、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で本学会が指定するものとする。

- ①1日の受講 : 各5点
- ②2 日以上7日未満の受講:各10点
- ③7 日以上の受講 : 各 15 点

- ・各研修における講師の場合、1 講義あたり 5 点とし、複数講義の場合は受講によって 付与される点数を超えないものとする。
- (3) 研究発表関係

何れも HIV 感染症と AIDS に関連した研究発表とする。

- ①本学会学術誌(日本エイズ学会誌)
 - 1)掲載論文の筆頭著者:各10点
 - 2)掲載論文の共著者:各5点
- ②本学会学術集会
 - 1)学術集会での筆頭演者:各5点
 - ・ポスター発表、講演、シンポジストも含む
 - ・座長や司会は対象外とする
 - 2)学術集会での共同演者:各2点
- ③本学会が指定した学術誌
 - 1)掲載論文の筆頭著者:各10点

本学会が指定した学術誌とは日本感染症学会、日本性感染症学会、日本環境感染学会、日本化学療法学会、日本内科学会、日本外科学会の国内学会誌および The Journal of Infectious Diseases (JID)、Clinical Infectious Diseases (CID)、Journal of Acquired Immune Deficiency Syndromes (JAIDS)、AIDS、Antimicrobial Agents and Chemotherapy (AAC)の海外学術誌とし、これらの学術誌が学界、社会等に与えるインパクトが同等か、あるいはそれ以上の学術誌で本学会が指定したものを含む。

- ④本学会が指定した国内外の学術集会
 - 1)国内外の学術集会等への出席:各5点

本学会が指定した国内外の学術集会とは、国内では日本感染症学会、日本性感染症学会、日本環境感染学会、日本化学療法学会など、および、それぞれの地方会とし、海外では International AIDS Society Conference (IAS)、Conference on Retroviruses and Opportunistic Infections (CROI)、Interscience Conference on Antimicrobial Agents and Chemotherapy (ICAAC)、および同等の学術集会とする。

2)各地域の HIV 感染症研究会で本審議会に教育研修単位の申請があり、認められた もの:各3点

2.指導医

- (1) 臨床経験(必須) HIV 感染症 10 症例以上を診療し、所属施設長が承認した者。なお、本学会が指定した研修会に参加した者は、学会指定の研修会での経験症例も算定出来るものとする(この場合、参加証の写しとプログラムおよび症例の抄録を添付すること)
- (2) HIV 感染症に関連した、次のいずれかの臨床的発表(必須) ここで言う臨床的発

表とは、1) 「日本エイズ学会誌」の論文(原著・総説・症例報告等)の筆頭著者あるいは日本エイズ学会学術集会・総会の筆頭演者、2) 本学会が認定した学術誌(前出)の筆頭著者あるいは学術集会(前出)の筆頭演者、3) その他、認定制度審議会が認めた発表者(1)~2)の共同著者、共同演者であるが、同等か、あるいはそれ以上の貢献があると認められた者)のいずれかとする。

[点数取得の対象となる教育研修プログラム等]

いずれも申請年度の9月末日から遡って5年以内が対象となる。

- (1) 本学会主催
 - ①年次学術集会への出席(2回以上必須):各15点
 - ②年次学術集会における教育研修プログラムの受講・講演(必須):各10点
 - ・同じ会期中に開催された教育プログラムは、2つ以上受講・講演しても10点とする。 ただし、①学術集会への出席は2回以上、および、②教育研修プログラムの 受講1回以上を必須とする。
- (2) 本学会指定の研修会

本学会指定の研修会とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター (以下、ACC)、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で学会が指定するものとする。

- ①1日の受講 :各5点
- ②2 日以上7日未満の受講:各10点
- ③7 日以上の受講 : 各 15 点
- ・各研修における講師の場合、1 講義あたり 5 点とし、複数講義の場合は受講によって付与される点数を超えないものとする。
- (3) 研究発表関係

いずれも HIV 感染症と AIDS に関連した研究発表とする。

- ①本学会学術誌(日本エイズ学会誌)
 - 1)掲載論文の筆頭著者:各10点
 - 2)掲載論文の共著者:各5点
- ②本学会学術集会
 - 1)学術集会での筆頭演者:各5点
 - ・ポスター発表、講演、シンポジストも含む
 - ・座長や司会は対象外とする
 - 2)学術集会での共同演者:各2点
- ③本学会が指定した学術誌
 - 1)掲載論文の筆頭著者:各10点

本学会が指定した学術誌とは日本感染症学会、日本性感染症学会、日本環境感染学

会、日本化学療法学会、日本内科学会、日本外科学会の国内学会誌、および The Journal of Infectious Diseases (JID)、Clinical Infectious Diseases (CID)、Journal of Acquired Immune Deficiency Syndromes (JAIDS)、AIDS、Antimicrobial Agents and Chemotherapy (AAC)の海外学術誌とし、これらの学術誌が学界、社会等に与えるインパクトが同等か、あるいはそれ以上の学術誌で本学会が指定したものを含む。

- ④本学会が指定した国内外の学術集会
 - 1)国内外の学術集会等への出席:各5点

本学会が指定した国内外の学術集会とは、国内では日本感染症学会、日本性感染症学会、日本性感染症学会、日本環境感染学会、日本化学療法学会など、および、それぞれの地方会とし、海外では International AIDS Society Conference (IAS)、Conference on Retroviruses and Opportunistic Infections (CROI)、Interscience Conference on Antimicrobial Agents and Chemotherapy (ICAAC)、および同等の学術集会とする。

2)各地域の HIV 感染症研究会で審議会に教育研修単位の申請があり、認められた もの:各3点

■細則4 認定更新の要件

学会認定医・学会認定指導医は、認定を受けてから 5 年後、以下を満たしている場合、 資格の更新を申請することができる。

- (1) 認定された後も引き続き本学会の会員であること
- (2) 認定を受けてから 5 年間、HIV 感染症に対する適切な医療に貢献するとともに、本学会が指定した教育研修プログラム等に参加し、所定点数(認定医 50 点、指導医 70 点)を取得していること

[点数取得の対象となる指定セミナー等の点数]

いずれも申請年度の9月末日から遡って5年以内が対象となる。

- (1) 本学会主催
 - ①年次学術集会への2回以上の出席(必須):各15点
 - ②教育研修プログラムの1回以上の受講(必須):各10点
 - ・同じ会期中に開催された教育研修プログラムは、2つ以上受講しても10点とする
 - ・教育研修プログラムにおける講師の場合も受講と同点数(10点)とする
- (2) 本学会が指定した研修会

本学会が指定した研修会とは、国立国際医療研究センターのエイズ治療・研究開発センター(以下、ACC)、エイズ診療におけるブロック拠点病院あるいは同中核拠点病院が主催する研修会等で本学会が指定するものとする。

①1日の受講 : 各5点

- ②2 日以上7日未満の受講:各10点
- ③7 日以上の受講 : 各 15 点
- ・各研修における講師の場合、1 講義あたり 5 点とし、複数講義の場合は受講の点数を 超えないものとする
- (3) 研究発表関係
 - ①本学会学術誌 (日本エイズ学会誌)
 - 1)掲載論文の筆頭著者:各10点
 - 2)掲載論文の共著者:各5点
 - ②本学会学術集会
 - 1)学術集会での筆頭演者:各5点
 - ・ポスター発表、講演、シンポジストも含む
 - ・座長や司会は対象外とする
 - 2)学術集会での共同演者:各2点
 - ③本学会が指定した学術誌
 - 1)掲載論文の筆頭著者:各10点

本学会が指定した学術誌とは日本感染症学会、日本性感染症学会、日本環境感染学会、日本化学療法学会、日本内科学会、日本外科学会の国内学会誌および The Journal of Infectious Diseases (JID)、Clinical Infectious Diseases (CID)、Journal of Acquired Immune Deficiency Syndromes (JAIDS)、AIDS、Antimicrobial Agents and Chemotherapy (AAC)の海外学術誌とし、これらの学術誌が学界、社会等に与えるインパクトが同等か、あるいはそれ以上の学術誌で本学会が指定したものを含む。

- ④本学会が指定した国内外の学術集会
 - 1)国内外の学術集会等への出席:各5点

本学会が指定した国内外の学術集会とは、国内では日本感染症学会、日本性感染症学会、日本環境感染学会、日本化学療法学会など、および、それぞれの地方会とし、海外では International AIDS Society Conference (IAS)、Conference on Retroviruses and Opportunistic Infections (CROI)、Interscience Conference on Antimicrobial Agents and Chemotherapy (ICAAC)、および同等の学術集会とする。

2)各地域の HIV 感染症研究会で審議会に教育研修単位の申請があり、認められた もの:各3点

■細則5 点数取得確認書類

本学会が主催する学術集会への出席、および教育研修プログラムの受講を証明する書類 として、参加証原本(またはコピー)、受講証の半券を添付する。

各研修会の受講を証明する書類として、受講証または修了証のコピーを添付する。受講 証、修了証がない場合は、申請者自身が研修実施者に研修受講証明の発行を依頼し、それ を添付する。

また、学会誌の掲載論文を証明する書類は、学会誌名、巻号、発行年、ページ数が分かるよう掲載論文 1 ページ目のコピーを添付する。学術集会での発表を証明する書類は、学術集会名、発行年、ページ数が分かるよう学術集会抄録集の抄録掲載ページのコピーを添付する。

書類提出先:

〒112-0002 東京都文京区小石川 4-13-18

(株) 微生物科学機構内

日本エイズ学会認定制度審議会 宛

■細則6 認定医・指導医の更新時期の延長

留学等により認定医あるいは指導医が更新時期までに所定点数を取得できなかった場合は、申請により審議会で審査の後、本学会が更新時期の延長を認める事がある。ただし、保留後の認定期間は通常の認定期間より保留期間を減じた期間とする。

■細則7 評議員に関して

本学会評議員において、指導医の応募資格 3) (規則第 8 条) に関しては、所属施設長 に代わって理事長が承認することができる。

附則1 経過措置

認定医および指導医の申請における経過措置を以下の通りとする。

(1) 認定医について

平成 25 年 9 月末日までの申請については、申請時点で会員歴 10 年以上の者は 20 点を付加する。

なお、平成 24 年度における認定申請期間は平成 24 年 11 月 5 日~12 月末日(必着)とする。

(2) 指導医について

指導医の申請は平成25年度から受け付ける。

平成 27 年 9 月末日までの申請については、申請時点で会員歴 10 年以上の者については 30 点を付加し、本学会認定医歴 1 年以上、学術集会参加は 1 回以上、教育研修プログラム 参加は 1 回以上を満たしている者は申請可能とする。

附則

1 この規則の改訂は平成27年3月25日より施行する。